

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><b>II. 証券会社の監督に当たっての評価項目</b></p> <p>II-1 経営管理 (略)</p> <p>II-1-1 主な着眼点 (略)</p> <p>(注) <u>委員会等設置会社</u>である証券会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>III. 証券会社の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>III-1 一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1～III-1-4 (略)</p> <p>III-1-5 内部委任</p> <p>(1) 金融庁長官への協議 (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p><b>II. 証券会社の監督に当たっての評価項目</b></p> <p>II-1 経営管理 (略)</p> <p>II-1-1 主な着眼点 (略)</p> <p>(注) <u>委員会設置会社</u>である証券会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>III. 証券会社の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>III-1 一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1～III-1-4 (略)</p> <p>III-1-5 内部委任</p> <p>(1) 金融庁長官への協議 (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑦ 法第56 条第 2 項の規定による取締役若しくは執行役又は監査役の解任処分</p> <p>⑧～⑮ (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告 (略)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 財務局長は、財務局監理証券会社の前<u>営業</u>年度における登録免許税(登録免許税法第 2 条に規定する登録免許税)の納付状況を調査し、毎年 4 月30日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-6・Ⅲ-1-7 (略)</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅲ-1-8-1 (略)</p> <p>Ⅲ-1-8-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ (略)</p>	<p>⑦ 法第56 条第 2 項の規定による取締役、<u>会計参与、監査役又は執行役</u>の解任処分</p> <p>⑧～⑮ (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告 (略)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 財務局長は、財務局監理証券会社の前<u>事業</u>年度における登録免許税(登録免許税法第 2 条に規定する登録免許税)の納付状況を調査し、毎年 4 月30日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-6・Ⅲ-1-7 (略)</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅲ-1-8-1 (略)</p> <p>Ⅲ-1-8-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ (略)</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>Ⅲ－2 証券取引法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－1 登録</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 証券会社登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と証券会社登録簿の当該面を差し替えるものとする。</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</u></p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>Ⅲ－2 証券取引法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－1 登録</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 証券会社登録簿</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と証券会社登録簿の当該面を差し替えるものとする。</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>なお、新株予約権付社債を発行している証券会社の新株予約権の行使による<u>資本</u>の額の変更届出書については、毎月末における<u>資本</u>の額を翌月 15 日までに提出させ、1 カ月ごとに当該証券会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係</p> <p>法第 45 条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>(略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 内部監査及び内部検査に関する業務</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 内部監査及び内部検査に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること</p> <p style="margin-left: 40px;">a・b (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 証券会社等の一の法人における内部監査及び内部検査に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立し</p>	<p>なお、新株予約権付社債を発行している証券会社の新株予約権の行使による<u>資本金</u>の額の変更届出書については、毎月末における<u>資本金</u>の額を翌月 15 日までに提出させ、1 カ月ごとに当該証券会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係</p> <p>法第 45 条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>(略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 内部監査及び内部検査に関する業務</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 内部監査及び内部検査に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること</p> <p style="margin-left: 40px;">a・b (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 証券会社等の一の法人における内部監査及び内部検査に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立し</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>て常務すること（ただし、内部監査部門が証券会社等の経営責任者（外国証券会社等の場合には、実質的な本店の経営責任者、経営責任を担う合議機関又は監査委員会を含む。以下、③において同じ。）に直属（外国証券会社等の場合には、実質的な本店における内部監査部門を介して経営責任者へ報告する場合も含む。）となっており、内部監査が厳格に行なわれると認められる場合（ただし、内部管理統括責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第13号）」に定める内部管理統括責任者をいう。）の指揮命令監督に服している場合に限る。）は除く。）。</p> <p>なお、当該業務を行う役職員の兼職に当たっては、法第32条及び商法第276条（監査役の兼任の禁止）の規定の遵守に留意すること。</p> <p>d （略）</p> <p>ロ. （略）</p> <p>④～⑧ （略）</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>Ⅲ－2－2－4 （略）</p> <p>Ⅲ－2－2－5 累積投資業務に係る留意事項 (略)</p> <p>(1)～(9) （略）</p>	<p>て常務すること（ただし、内部監査部門が証券会社等の経営責任者（外国証券会社等の場合には、実質的な本店の経営責任者、経営責任を担う合議機関又は監査委員会を含む。以下、③において同じ。）に直属（外国証券会社等の場合には、実質的な本店における内部監査部門を介して経営責任者へ報告する場合も含む。）となっており、内部監査が厳格に行なわれると認められる場合（ただし、内部管理統括責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第13号）」に定める内部管理統括責任者をいう。）の指揮命令監督に服している場合に限る。）は除く。）。</p> <p>なお、当該業務を行う役職員の兼職に当たっては、法第32条及び会社法第335条第2項（監査役の兼任の禁止）の規定の遵守に留意すること。</p> <p>d （略）</p> <p>ロ. （略）</p> <p>④～⑧ （略）</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>Ⅲ－2－2－4 （略）</p> <p>Ⅲ－2－2－5 累積投資業務に係る留意事項 (略)</p> <p>(1)～(9) （略）</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(10) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 買付けられた株券は、顧客(③の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた株券については、証券会社を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行会社の期末日等<u>商法第 224 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づく<u>権利確定日</u>までに単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 上場投資証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客(③の場合において証券会</p>	<p>(10) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 買付けられた株券は、顧客(③の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた株券については、証券会社を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行会社の期末日等<u>会社法第124条第1項</u>の規定に基づく<u>基準日</u>までに単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 上場投資証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客(③の場合において証券会</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>社が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、証券会社を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投資信託及び投資法人に関する法律第82条で準用する商法第224条の3第1項の規定に基づく権利確定日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p><b>IV. 外国証券会社関係</b></p> <p>IV-1～IV-4 (略)</p> <p>IV-5 外国証券会社に係る事務処理 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 営業報告書に関する記載上の注意について (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 事業年度が毎年4月から翌年3月までの期間(以下、「<u>営業期間</u>」</p>	<p>社が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、証券会社を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項の規定に基づく基準日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p><b>IV. 外国証券会社関係</b></p> <p>IV-1～IV-4 (略)</p> <p>IV-5 外国証券会社に係る事務処理 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 営業報告書に関する記載上の注意について (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 事業年度が毎年4月から翌年3月までの期間(以下、「<u>事業期間</u>」</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>という。)とは異なる外国証券会社が作成する営業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p>イ. 貸借対照表、損益計算書及び付属明細表の損失準備金及び証券取引責任準備金並びに当該準備金の戻入及び繰入れの欄については、各営業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。</p> <p>ロ. 貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金の欄については、当該欄の記載額が外国証券会社の最低資本の額に達するまでは、aに掲げる利益の額からbに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額を積立てを行ったものとして記載するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 各営業期間における支店の営業に係る当期純利益の額</p> <p style="margin-left: 20px;">b 各営業期間における前期繰越損失の額</p> <p><b>V. 登録金融機関関係</b></p> <p>V-1 業務の適切性 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務全般(受注、売買及び受渡し)を担当する部門については、コマースャル・ペーパー及び短期社債等(社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期</p>	<p>という。)とは異なる外国証券会社が作成する営業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p>イ. 貸借対照表、損益計算書及び付属明細表の損失準備金及び証券取引責任準備金並びに当該準備金の戻入及び繰入れの欄については、各事業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。</p> <p>ロ. 貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金の欄については、当該欄の記載額が外国証券会社の最低資本金の額に達するまでは、aに掲げる利益の額からbに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額を積立てを行ったものとして記載するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 各事業期間における支店の営業に係る当期純利益の額</p> <p style="margin-left: 20px;">b 各事業期間における前期繰越損失の額</p> <p><b>V. 登録金融機関関係</b></p> <p>V-1 業務の適切性 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務全般(受注、売買及び受渡し)を担当する部門については、コマースャル・ペーパー及び短期社債等(社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>商工債券、信用金庫法に規定する短期債券及び農林中央金庫法に規定する短期農林債券をいう。)の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><b>VI. 証券金融会社関係</b></p> <p>VI-1～VI-3 (略)</p> <p>VI-4 証券金融会社に係る事務処理 (略)</p> <p>VI-4-1～VI-4-3 (略)</p> <p>VI-4-4 認可基準について (1) (略)</p> <p>(2) <u>資本</u>の額の減少 法第 156 条の 28 第 1 項に規定する<u>資本</u>の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p>① 減資後の<u>資本</u>の額が、法第 156 条の 23 に定める額を下回らない額であること。</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>商工債、信用金庫法に規定する短期債及び農林中央金庫法に規定する短期農林債をいう。)の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><b>VI. 証券金融会社関係</b></p> <p>VI-1～VI-3 (略)</p> <p>VI-4 証券金融会社に係る事務処理 (略)</p> <p>VI-4-1～VI-4-3 (略)</p> <p>VI-4-4 認可基準について (1) (略)</p> <p>(2) <u>資本金</u>の額の減少 法第 156 条の 28 第 1 項に規定する<u>資本金</u>の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p>① 減資後の<u>資本金</u>の額が、法第 156 条の 23 に定める額を下回らない額であること。</p> <p>②・③ (略)</p>

## 証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 合併又は<u>営業</u>の譲渡若しくは譲受け            法第 156 条の 36 第 2 号に規定する合併又は<u>営業</u>の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p>① 合併又は<u>営業</u>譲渡により消滅する会社に、法第 156 条の 32 第 1 項に規定する免許取消事由が存在しないこと。</p> <p>② 合併又は<u>営業</u>譲渡により、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に支障が生じないよう、制度面又は物理面での対応が採られていること。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 合併又は<u>事業</u>の譲渡若しくは譲受け            法第 156 条の 36 第 2 号に規定する合併又は<u>事業</u>の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p>① 合併又は<u>事業</u>譲渡により消滅する会社に、法第 156 条の 32 第 1 項に規定する免許取消事由が存在しないこと。</p> <p>② 合併又は<u>事業</u>譲渡により、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に支障が生じないよう、制度面又は物理面での対応が採られていること。</p>